

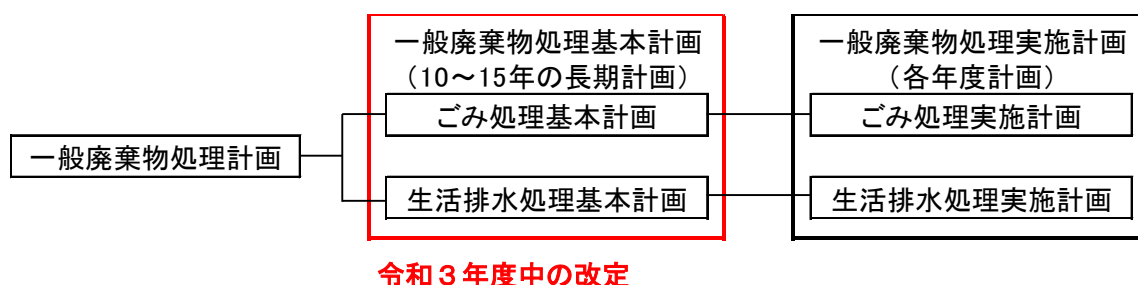
八戸市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 一般廃棄物処理計画について

市町村は廃棄物処理法第6条第1項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならない。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。また、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分とから構成されている。

■一般廃棄物処理計画の構成



2 八戸市一般廃棄物処理基本計画の改定について

八戸市一般廃棄物処理基本計画は、平成28年度に策定し、計画期間は平成29年度～令和8年度までの10年間としているが、ごみ処理基本計画について、令和2年度までの実績値や取り巻く環境等の変化に伴い見直しを行うため、令和3年度中に改定を行うこととする。また、あわせて生活排水処理基本計画の改定を行うこととする。改定後の計画期間は、令和4年度～13年度の10年間を予定する。

なお、青森県において、上位計画である「第4次青森県循環型社会形成推進計画」が令和3年3月に策定されており、また、昨年度から実施していた「八戸市ごみ処理基本方針等検討業務」において将来のごみ処理システムに関する検討がされていることから、それらの内容も踏まえて改定を行うことにする。

【参考】環境省策定「ごみ処理基本計画策定指針」より

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。

3 今後の予定

環境審議会では、一般廃棄物処理基本計画の改定について、次の通り審議を進めることとしたい。

- 令和3年7月 現状認識と論点の整理
 - ・ 現計画の目標と実績値
 - ・ 課題の整理
- 10月 一般廃棄物処理基本計画素案検討
- 12月 一般廃棄物基本計画修正案検討
- <12月下旬～1月中旬 パブリックコメント>
- 令和4年2月 最終案取りまとめ

| | 令和3年 | | | | | | 令和4年 | | | | |
|-------|------------|----|----|---------|-----|----------------|---------|--------|----|---------|----|
| | ～7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | |
| 計画 | 素案作成 | | | 修正・反映等 | | | | | | | 策定 |
| 環境審議会 | 概要説明 | | | 諮問審議 | | 審議 | | 審議(最終) | 答申 | | |
| その他関連 | 関係課打合せ(随時) | | | 建設協議会報告 | | パブリックコメント(1ヶ月) | 建設協議会報告 | | | 建設協議会報告 | |

《参考》現計画の主な目標値及び実績値

| 項目 | 令和2年度 (実績値) | 令和2年度 (推計目標値) | 令和3年度 (中間年度) | 令和8年度 (目標年度) |
|------------------------|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 1人1日あたりごみ排出量 (行政関与) | 974g/人・日 | 937g/人・日 | 930g/人・日 | 900g/人・日 |
| リサイクル率 (行政関与) | 12.7% | 16.4% | 17.0% | 20.0% |
| 1人1日あたり最終処分量 | 107g/人・日 | 100g/人・日 | 100g/人・日 | 90g/人・日 |